

## 議案第33号

### 町有財産の取得について

保育所等施設整備用地を下記のとおり取得したいので、みやき町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年みやき町条例第39号）第3条の規定により議会の議決を求める。

#### 記

- 1 土地の所在 佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀  
字四本柳5440番1 他4筆
- 2 面積 10,289.93㎡
- 3 取得予定価格 95,695,000円
- 4 契約の相手方 佐賀県佐賀市栄町3番32号  
佐賀県農業協同組合  
代表理事組合長 大島 信之

令和 2年 6月 8日提出

みやき町長 末 安 伸 之

#### 提案理由

この議案は、みやき町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年みやき町条例第39号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。



## 土地売買仮契約書

佐賀県農業協同組合（以下「甲」という。）とみやき町（以下「乙」という。）は、乙が施行する保育所等施設整備事業に供する目的をもって、下記の条項のとおり土地売買契約を締結する。

（目的及び売買代金）

第1条 甲は、その所有する末尾記載の土地（以下「売買土地」という。）を乙に売り渡し、乙は、これを金95,695,000円（以下「売買代金」という。）で買い受けるものとする。

（売買代金の支払）

第2条 売買代金は、売買土地の所有権移転登記完了後に、甲が提出する請求書を乙が受理した後、速やかに支払うものとする。

（登記手続き）

第3条 売買土地の所有権移転登記手続きは、乙が、所轄法務局に嘱託して行い、甲は、これに必要な書類を速やかに乙に提出するものとする。

（担保責任）

第4条 甲は、売買土地の所有権が自己に属することを保証し、この契約について第三者から異議の申し立て等があったときは、責任をもって解決するものとする。

（所有権以外の権利の排除）

第5条 甲は、乙に対し、令和2年6月15日までに乙の事業に支障のないよう土地の占有を移転させるものとする。この場合において、土地に地上権、借地権、抵当権その他所有権以外の権利があるときは、甲は、あらかじめ、これを消滅させておかなければならない。

（所有権の移転）

第6条 売買土地の所有権は、みやき町議会の議決を得たときに、甲から乙に移転する。

（行為の制限）

第7条 甲は、乙の同意なくして、売買土地に物件の設置又は売買土地の形質の変更をしてはならない。

（公租公課）

第8条 売買土地に関する公租公課その他の賦課金は、売買土地の所有権移転登記完了の属する年度までの分については、甲の負担とする。

（費用の負担）

第9条 この契約書の作成に要する印紙代は、甲の負担とする。



（損害賠償）

第10条 甲及び乙は、信義に従い、誠実にこの契約を履行するものとし、万一違背した場合は、これによって生じた損害を相手方に賠償しなければならない。

（その他）

第11条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、決定する。

（経過措置）

第12条 この仮契約書は、この契約締結に係るみやき町議会の議決を得たときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の契約書とみなすものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印し、それぞれ1通を保有する。

令和2年5月19日

甲 住所 佐賀県佐賀市栄町3番32号  
氏名 佐賀県農業協同組合  
代表理事組合長 大島信之



乙 住所 三養基郡みやき町大字東尾737番地5  
氏名 みやき町長 末安伸之



### 土地の表示

所在 三養基郡みやき町大字原古賀 地内

字	地番	台帳		売買に係る面積		備考
		地目	地積 (㎡)	地目	地積 (㎡)	
四本柳	5440-1	雑種地	575	雑種地	575	
四本柳	5473-3	雑種地	27	雑種地	27	
四本柳	5473-32	宅地	2,921	宅地	2,921	67
四本柳	5473-33	雑種地	6,655	雑種地	6,655	
四本柳	5473-34	宅地	111	宅地	111	26
合	計		10,289		10,289	93





-52921.488 (座標値種別：図上測定)

地番区域見出  
大字原古賀

請求部	所在	三養基郡みやき町大字原古賀字四本柳				地番	5473番33			
出力縮尺	1/750	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	II	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	平成19年2月			備付年月日(原図)	平成20年11月7日		補記事項	地図の縮尺は1/500ですが、1/750に変更して出力しています		

これは地図に記載されている内容を証明した書面である。

令和2年5月22日

佐賀地方務局鳥栖出張所

請求番号：17-1

登記官

脇山修一





位置図



保育所等施設整備用地  
10,289.93 m<sup>2</sup>



株式会社 JAさが  
富士町加工食品 みやき工場

縮尺 1 : 1500

